

---

◇ 吉田和子君

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員、登壇願います。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番（吉田和子君） 2番、吉田和子でございます。通告順に従いまして質問をいたします。

1項目、介護保険制度について。団塊の世代が75歳以上になる2025年へ向けて高齢者が住みなれた地域、在宅も含めて医療や介護、住まい、生活支援など必要なサービスを一体的に受けられるようにする。完成すると24時間の定期巡回と高齢者一人一人に寄り添った世界でも例を見ないサービスが中学校区域ごと単位で実施されるようになるこの地域包括ケアシステムですが、構築していく上でこの10年間本場にいろいろな問題があり解決しなければならない重要な課題がたくさんあります。その中で今一番にいられているのが介護職の人材確保であると言われております。そこで次の4点について伺っていきます。

1点目、白老町において介護サービス提供における人材確保と不足の状況がないのか伺います。

2点目、介護職員の人材確保には処遇改善の中で賃金の引き上げが必要とされ、国も2015年度より介護報酬の処遇改善加算を拡充することとしているがどのように改善されるのか伺います。

3点目、認知症高齢者が入所するグループホームの夜間の介護体制を強化するため報酬上乘せ方針を出していますが白老町における現状と今後の課題について伺います。

4点目、白老町における第6期介護保険事業計画ができて上がる時期、第1号被保険者の介護保険料の動向・見直しがどのようになるのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 介護保険制度についてのご質問であります。1項目めの介護職員の人材確保と不足の状況についてであります。介護保険サービスの充実を図るためには介護職員の人材確保が重要であると捉えております。そのため介護職員の人材確保を目指し毎年度白老町社会福祉協議会では介護職員初任者研修の講座を開設し人材育成に努めております。しかし町内の各事業所では介護職員の賃金基準は保持しておりますが、人員に余力がなくシフト体制は厳しい状況にあり人材確保に苦慮しているのが現状であります。

2項目めの2015年度改正の介護報酬の処遇改善加算についてであります。現在国では介護人材の処遇改善充実に向け処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、さらなる介護職員の資質の向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象としさらなる上乘せ評価を行うための区分を新設する見通しであります。

3項目めの認知症グループホームの夜間体制強化のための報酬上乘せに対する白老町の現状と今後の課題についてであります。現行の夜間体制強化のための報酬上乘せ基準はユニットごとに介護職員を1名配置することに加え、さらに1名以上配置した場合に上乘せが可能となります。しかし町内の各認知症グループホームではユニットごと1名を超える人員配置について現行の報酬上乘せでは人材確保や人件費の観点から困難な現状にあります。なお国では夜間体制強化のため評価対象外の宿直職員による夜間の加配を新たに評価する議論がされており、今後示される具体的な改正基準に注視してまいります。

4項目めの第6期介護保険事業計画策定期と第1号被保険者の介護保険料の見直しについてであります。第6期介護保険事業計画策定期は概要版を12月下旬、完成版を3月下旬の予定としております。また介護保険料については現在算定作業を実施している最中でありまして。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田でございます。人材確保について伺ってまいりたいと思います。現在介護職員は全国で153万人いるとされています。団塊の世代が75歳になる2025年には237万人から249万人が必要とされています。100万人近く不足するというふうにいわれています。介護分野の有効求人倍率本年3月2.08倍、全ての倍率を見ると0.99倍ですので約2倍の不足があるということです。年収においても全産業の水準は324万円、介護年収は218万円と月10万円の差があり、介護職員の離職率17%、全産業では14.8%上回っています。国は介護職員の処遇改善等により人材確保に取り組むとしていますが白老町における、先ほどありました人員には余力がないけれども人員基準は何とか保持しているということなのですが、これから受給者もふえていきますし配置率も多くなると思いますが、白老町における2025年に必要な人員の数値は推計されていますか。もし推計されていればその数を伺いたいと思います。

またその推計と介護を受ける人数がどれくらいなるかというのがわかれば教えていただきたいと思っております。

また人材の育成のあり方について町としての考え方。10年間に完成をさせるというケアシステムなのですが今から取り組まないと間に合わないということでもあります。特にそういった中で町としてその10年間の間にどのような形で進めていくのかという考え方があるかどうかその点が1つ。事業者の努力それが今後必要になってくると思います。それから相談体制、包括支援センターを中心に事業者を集めて、以前に政策研究会で事業者を集めて人材それからサービスを受ける人たちがばらつかないように、事業者が先行困ってやめてしまうことがないような協議会を開くべきだということを提案しておりましたが、その後どのような検討をされ事業者との懇談、指導体制、アドバイス等をやっていたのかどうか、また必要ではないと捉えているかどうかそのことをお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） まず今後地域包括ケアシステム構築することも含めましての人員の数値の推計値とか介護を受ける人数の推計のご質問の関係ですけれども、現在押さえておりませんが今後來年度以降で新たな総合事業を組み立てるに当たって、当然現状では町内の各事業所では人員はギリギリの人数で運営しておりますので補充しなければいけないという現状がございます。そのあたりも含めまして、来年度以降検討していく中でどれだけの人数が必要なのかということも問題・課題を洗い出しながら検討していきたいと思っております。

またそれとあわせて人材育成の町の考え方でございますけれども、これもまた来年度以降総合事業を組み立てるに当たっては今原課のほうで考えておりますのは、町内の各事業所または関係機関と行政中心で協議をする場を設ける考えであります。当然その中には人員の確保の問題も浮上してくることになると思いますが、またそのあたりも行政と関係機関と協議しながら人

材育成の部分も考えていく方向で思っております。

また当然人材育成の部分につきましては事業所の育成の部分は入ってくると思います。事業所のほうでは利用者のサービスを行うあたりでは当然適正なサービスを提供していかなければならないということから人材の育成というのは大事な部分であると思います。実際町内の事業所はそれぞれの努力のもとで、人材育成の研修を行ったりとか道で主催しております研修内容も受けておりました。実際育成には努めているというふうにお聞きしております。当然来年度以降はそのあたりも含めまして町でも支援はしていきたいと思っておりますけれども、何を支援するかどうかという部分につきましても来年以降問題課題を洗い出した中で行政とまたは事業所で担う部分の役割分担を洗い出しながらどこまでできるかというのを協議していく考えになると思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。今お伺いしてしまして事業者との懇談はされていなかったということです。ですから来年度からそういったことで事業所と協議をしていきたいということなのですがちょっと遅いかというふうに思います。これは課長が遅いということではなくて課長は変わったばかりですので、やはり議会が政策研究会をやって提言をしたことを真剣に受けとめていただければよかったかというふうに思っております。

それと今介護人材の育成それから必要な数そういったことの議論をしていますが、これは何のためかという地域包括ケアシステムを完成させるということは介護を受ける方々が安心してサービスを受けられる、そして安心して死を迎えられるといったら怒られてしまいますけど死を迎えるまでの期間安心してケアを受けられる、それから介護をする側も安心して自分の生活も守られながら、体力的に厳しい仕事ですので体も守っていくそういう意味での人材の育成をしていかなければならないというふうに考えるのです。その中でちょっと課長がおっしゃっていましたけれども介護職員の確保そして育成には処遇改善、特に賃金の値上げが必要だということはいわれていますのでこれは国がやるということにはなっています。ただ 2015 年度より介護報酬処遇改善加算を拡充するときに加算については全て職員の賃金の引き上げに使うのだと。以前にも議論がありましたけれどもこのことはきちんと徹底してもらいたいと思うのです。事業所に報酬が配られますので事業所の経営に使われることがたまたまあったのです。そういうことを含めてしっかりとこれは職員の賃金のみにはしか使えないということをきちんと徹底しておいていただきたいということそのことについて伺いたいと思います。

それからもう1点。先ほど介護報酬の上乗せがあるというお話がありましたけれども、条件の1つに事業者が介護職員の待遇改善の計画をきちんと立てるのだとそれが加算の条件になっています。その上で都道府県に介護計画を届け出するのだと、そして介護報酬を上乗せしてもらう。その中で事業所が新たに、1つは資格や勤続年数による賃金体系を定める。それから研修などの機会を設ける。それから出産・子育て支援の強化など賃金外の待遇改善を行う。この3点をやることでこの3条件が全て満たされることによって高額の加算を受けられるようになるというのです。このことが事業所にきちんと伝わっているかどうか。これは15年からですのでその点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今現在介護職員のための報酬それを改善するための国では処遇改善加算というものを受けておりますけれども、その内容につきましては加算の算定額に相当する介護職員の賃金改善ということで本給または手当、または賞与等に反映しなさいという内容のものでございますが、町内の事業所全てにつきましては現在この加算を取得しておりまして加算の算定額に相当する改善はされている状況でございます。

また新たな今後の加算の要件でございますが議員がお話ししたとおりの内容でございますが、具体的にいいますとキャリアパス要件といいまして賃金体系の整備、要するに職位、職責、職務内容に応じた賃金体系の整備ともう1つ研修計画です。研修計画を立てて実際研修しているかどうか要件に入っております。あともう1つの要件としまして先ほど議員がおっしゃっていた出産・子育て支援というもの、これだけではないのですが定量的要件という名称になりますが、その定量的要件は処遇全般という形で例えば賃金体系の人事制度の整備だとかもろもろ入っていたり教育研修、または職場環境、これは先ほどお話ししていた出産・子育て支援の部分も入っております。そういった4つの要件の中で現行ではキャリアパスの先ほど2点ほどの部分のどちらかを選択か、両方を実施しているか。または定量的要件のどれか1つ以上を実施していることを評価されて加算がとれるという形になっております。今後改正案につきましてはキャリアパス2つの要件を必ず整備しなさいということと、定量的要件の部分では近年新たに実施した取り組みの記載を求めますという内容になっております。町内の事業所がこの処遇改善加算につきましては実際現行どおりのものは加算とっておりますので、今後の新たな部分についてはまだ具体的に国から詳細的なものを示されていない段階なので町としてはまだ改正案の段階ではお伝えはしておりませんが、今後の改正内容の部分につきましては各事業所は今回は抜本改正がございまずので運営にかなり響きますので、町内事業所もそのあたりは情報を仕入れているというふうにはお聞きしております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番（吉田和子君） 細かく説明していただきましたけれども今事業所が抜本的な改革となるのでこれからやっていくということなのですが、これは介護報酬への加算ですので事業所へ渡る分だと思っておりますが15年からなのです。これから抜本的な改革をしていく、これから事業所がつくってやっていくということはあと4カ月しかないのです。具体的に示されていないということであればきちんと行政として早くしないと、事業所だって1カ月や2カ月ではできないことではないと思いますし、今担当課も計画をつくっている最中ですので大変だと思うのですが担当課も早く示されないと困ると思うのです。そういったことはやっぱりどンドン国、道にいついかなないと。国は進んでいっているようにして報道もされているけれども実際現場がどうやっていいのかわからないという状態では、あと4カ月ないのですから本当にそのことをきちんと現場の状況を訴えていくということも行政として必要ですし、事業所もしっかりこのことを捉えて介護報酬の報酬加算ですからこれはしっかりと受け取って事業所の運営ができるようにしていかなければいけないというふうに思うのですがその辺どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 確かに議員がおっしゃっているとおりに国が今回の抜本改正の詳細につきましてはことしの7月にガイドラインは示されておりましても、細かい詳細的な内容につきましては小出しを出されているという状況でございます。明確に改正された内容につきましては原課のほうでは町内に事業所に周知している状況でございます。ただ今回まだ予定の段階でございますので、具体的なものではございませんので行政では周知はしていない状況でございますが町内の事業所で今の新たな事業で大きな影響にあるものにつきましては改正案の段階でもお示ししている状況でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番（吉田和子君） これからの改革だということなのですがある事業所の話が紹介されていたのですが、ある事業所で介護制度を事業展開したときに失敗したのです。というのは人がそろわない、そして離職率が30%以上だったというのです。その中で先ほどいった3条件このことをきちんと取り上げながらキャリアのあるものに対しては処遇改善をしていった。そういう中で最初30%以上あった離職率が今全体で8.3%まで落ち、正職に関しては3%になったということなのです。今後私はこの改正が国から示されるのを待っているということも大事なのですが自治体の主体性、それから事業所の主体性をきちんと確立していかなければならないという時期にきているというふうに感じるのです。というのはいろいろな処遇改善がされて、いろいろな通知があっても事業所の離職率は2極性があるという傾向があるといわれています。この3条件で従業員の定着をさせていく大事な取り組みであるのですが、事業者にある程度確定的なことは通知をしてあるということだったのですがキャリアアップや事業者のマッチングの強化を図っていく、そしてそういうことで不満をなくして介護の離職を防止していく、そして運営能力の向上を目指す。従業員に対しての研修はあるけれども、事業者に対しての研修そういったことも今後必要ではないかというに捉えるのですが、先ほど懇談をしたりアドバイスをしていくということなのですが行政側としても主体性を持っていかないとただ国から来るのを待っているのだけでは決まりは終わらなければならないですけども町としてどういうふうにと事業者と取り組んでいくのかといったそういう主体性の確立。この介護保険制度ができて13年たちました。それで今何がいわれているかという国に頼りすぎていて国の制度がパンクしそうになっているということが1つの現実としてあります。国が潰れたら介護保険制度はなくなりますのでそういったことからいうとやっぱり事業者、自治体が力をつけて主体性を持つサービス中でどう生き残っていくのかということを確認していく必要があると思うのですがその点どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今のご質問の中で自治体または事業所が主体性を持つという内容でございますけれども、確かに国のほうでさまざまな検証を行っているその制度は今後も変わらないと思っておりますけれども、町内で今現在抱えている問題をご紹介しますと社協で行っている人材育成の場はあるのだけれども実際人材確保につながっていないという現状がございます。そういう問題も把握しながら、何度もお話ししておりますけれども来年度以降で町内事業者さんとそういう協議をする場、問題・課題を洗い出しながらお互いにどういった人材

確保をするために、育成も含めてなのですけれども同じテーブルの中でいい方向のための考えを洗い出していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。次に人材不足を今度何で補っていくかという点について何点が質問いたしたいと思っております。今後介護人材の不足を共助互助により地域住民が自覚と知識を養いケアラーとしてカバーをし合うことが求められてくるというふうにいわれていますが、先ほどいった社協の介護職の講習会そういったことから資格を取ったりだとかなかなか事業につかないということなのですが、それでは事業についてもらうための努力はどうされたのかということもあると思うのです。ただ自分のために取るという人もいました。私も取りました。それからやっぱりそういう仕事につきたいと行って取った人もいます。それから将来的に役に立てたいとかそういったいろいろな方々がいました。ですけれども先輩方が来ていろいろな体験を話してくれたり、それから行政も行ってお話しする必要があると思うのです。今どういう現状なのか、どういう改正がされているのかということをしちんとそういった場で介護の職員の待遇、それからあり方、求められるもの、今後行政がこういう講習会を開いて期待をしていること、そういったことを話していく、そういうケアラーを多くつくっていくということが今後大きな課題ではないかと思うのですがその点どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今後介護職員の育成以外に地域包括ケアシステムを構築する場につましましては地域住民だとかボランティアだとかNPOだとかという国で示している内容でございますけれどもそういった人材を育成し確保していくことにはなると思いますが、そういった部分につましまして今後町内にどれだけの人的な社会資源があるのかも来年度以降でそういう関係機関または事業所と協議をしながら開発していく考えにはなると思っています。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 今課長の口からボランティアという言葉が出ました。もう1点は高齢者が介護支援ボランティアに参加し活動を行うということが今後の元気な高齢者がいっぱいいますので大事になってくる。その際にポイントを付与する介護支援ポイント事業ということ在全国各地でやっております。私も今まで何回か質問をいたしました。その制度をどのように活用するか、そのポイントをどう使うか。今までいろいろなことを並べてできないという答弁だったので。でもきちんとやっているところもあります。苫小牧市もやっています。そういった中で高齢者が社会参加を通じてボランティアをやっている高齢者も生きがいを感じ、そして自分の介護予防につなげていくことができる。さらにポイントは介護サービス利用のときに使うとか、それから健康づくりに使うとかそういった奉仕時間に応じて換金できるという制度なのです。こうした事業を実施することも人材が不足の解消に私はつながっていくのではないかというふうには思うのですがその点町の考えをまたさらに伺いたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） ボランティアを活用するポイント制のお話ですけれどもうちの現課のほうでも内部でポイント制はどのようなのだろうか、本町の状況に合うかどうかそういったところもちょっと検討したことがございました。やはりそのあたりは今実際福祉協議会のほうにボランティアセンターが設置されておりますけれども、年々ボランティアの人数が減少しているという現状もございますので。そうはいいつつも来年度以降で地域包括ケアシステムを構築する場合にはボランティアの活用というのは重要な位置を占めているというふうに考えておりますので、ボランティアの育成の部分とポイント制については来年度各関係機関とのお話の中で白老町の実態に合うかどうかの話の中でどうなのか考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 来年度から大変だと思います。ほとんどが全部来年度からやるということですので。本当はもうでき上がっていてそういった不足の部分は1つずつやっていく。ボランティアの人たちも定年になってから資格取っている人がいっぱいいるのです。ただ何をやっていいかわからなくてグループに入ってデイサービスの応援をしたりとかそういうような形でやっている方々がいます。これから高齢化になってどんどんそういう退職者がふえてくるわけです。そういった中では減っていくのではなくどうそういう人たちを吸い上げていくのか。それが担当課の仕事ではないか、それからボランティアセンターの仕事ではないかというふうに思います。

次にいきたいと思います。先ほどNPOの話が出ました。ボランティア団体の育成について伺いたいと思います。現在NPOの数は約4万9,000あるといわれていますけれどもほとんど都心部に集中しています。ですから今総合法で移行になるものもあります。要は要支援の方々が施設介護だとか通所介護でボランティアのほうに移行するとかという話もありますけれども、そういった中で白老町の介護に携わるNPO団体といわれる団体は今現在幾つぐらいあるのか。それが1点。

それから今後飛躍的な増加を必要とするというふうにいわれています。ただ問題点は私も入っているNPOがあるのですが、勉強会に行ったときにNPOは立ち上げるのも簡単だけどやめるのも簡単なのです。だから責任がないかという団体としてきちんと成り立っていけば継続できるものなのです。ですからその点を踏まえて今後NPOの活動内容の透明性を確保しながらどういうことを目的にどういうことをやっているのかきちんとそのこと明確にしながら税制、財政面の支援など支援体制の拡充を図りNPOの立ち上げの支援をする仕組みづくりが今後必要になってくるといわれています。国を頼りすぎない、先ほどもいいましたように自治体が主体性を持つ、このNPOの立ち上げを応援していくのは国ではありません、自治体だと思います。そういった面では今後の町のNPOに対する考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） まず町内に高齢者に関する事業を行っているNPO法人、要するに介護保険制度以外のインフォーマル的なサービスを行っている事業所は1カ所でございます。今後地域包括ケアシステムを構築するに当たってのNPO法人の支援の関係でございますけれども、NPO法人を立ち上げるときにはNPO法人の定義というのがござい

ます。社会的な使命を持って市民が連携しながら自発的で非営利的な民間の組織団体ということになります。まず町内で仮に高齢者に関する福祉的な部分で立ち上げたいというご希望のところがある場合につきましては所管する担当課と連携しつつ法的な部分だとか制度内容だとかいろいろな部分の支援はしていく考えでございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。NPOを立ち上げるといった方には相談の乗るといことなのですが、行政側としても必要なNPOの団体がもし出てきたらやっぱり立ち上げてもらうような働きかけをしていく。それからNPOを取っていなくても介護に携わっている団体はあるのです、その団体にNPOを取るとか取らなくても団体としてそういう支援をする、行政がそういう支援をしてそういう体制ができ上がるような応援をしていくべきだというふうに考えます。ヘルム39とかというのもヘルパーの資格を取った方の団体ですのでそういうところもそういうことに携われるような形で進めていくべきではないかというふうに思います。

それともう1点、中長期的に今後人材の育成の観点から小中高生を対象とした福祉教育を事業に本格的に取り入れてくるところが今ふえておりますけれども、確か介護サポーターのことを中学校でやるという話も伺っておりますけれども実際に実施されたのか、今後どういうふうに進めていくのかその点について伺います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今現在小中高生の福祉の学びの場という形で実施しておりますのは認知症サポーター養成講座を行っております。実際は高校生を対象にして毎年度やっておりますし、あと今年度から実際中学2年生を対象にして教育委員会と連携しながら実施している状況でございます。今後も継続して行っていく考えでございますし、またその養成講座を受けた学生の方々をボランティア的なところ、福祉の観点を考えたときにはせっかく受講していただいた学生さんたちにできればそういうボランティア活動ができる場にも、実際社会福祉協議会のほうでも行っておりますけれども社協と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 受けた子供たちが今核家族化でおじいちゃんおばあちゃんと接する機会が少ない子供が多いのでいろいろな形でボランティアをしながら高齢者と、そしてその中から介護のあり方の大切さを学んでいくようなそういう場も今後設けていただきたいというふうに思います。

グループホームの関係はまだまだ十分人が足りないということで1ユニットで1人の体制が多いということです。これは本当は昨年までに2人置くということが大体決められておりますけれどもそういった指導もしながら、今後またグループホームの建設がこの3年の計画にあるかどうかわかりませんが、新しくできるところに対してもグループホームの体制のあり方、それから事業運営をするために介護報酬を多く受け取れる方法をきちんと指導していくべきというふうに考えます。

ここで最後になりますけれども、現在計画をつくっているところでは大変忙しい厳しい中で進められると思いますけれども、介護の報酬、処遇改善加算があるということは大変歓迎すべきことで介護職員に本当に少しでも安心して働いていただけるものと考えております。ただちょっと懸念しているのは第1号被保険者の保険料の影響。まだ今策定中でいろいろなサービス料も全部見てそれを全部対象として加算になるのではないかと、上がるのではないかと私は考えているのですが、保険料の金額というのはいつごろ示されるようになるの。介護計画ができた時点でないと示されないのかその点伺って終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 第1号被保険者の介護保険料のことでございますけれども、町長の答弁でございましたとおりに今算定中でございますけれども、実際この3年間今年度も含めて第5期中にサービス利用者がふえております。ですので今の基準額よりは上回るという考え方にはなると思います。

先ほどの処遇改善加算の部分につきましては第5期中の現行では利用者さんがサービスを受けるときには限度額というのが設定されてそれ以外の横出しの加算になっておりますが、今後も国のほうでは同じ考え方でいくというふうには示されているようです。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2項目めにまいりたいと思います。福祉灯油事業について伺います。きのう財政が大変厳しい中で27年度の予算の組み立てをしているというお話が大変出ていましたけれども聞けなかったこととして質問したいと思います。

1点目、ことし4月より実施の消費税と為替の円安傾向による灯油価格の高騰が続いています。町において価格調査を実施していると思うが現在の価格は幾らぐらいになっているのか伺います。

2点目、灯油価格の年間の推移を見ると冬季間の価格高騰が大きくなっているが本年の冬期間の価格上昇の状況について考えを伺います。

3点目、道は灯油価格の高どまり、さらに電気料金の再値上げを受けて低所得者・高齢者・障がい者向け生活支援交付基準の額を1.5倍にし道内市町村の福祉灯油事業の拡大を後押しするとしていますが町として実施の考えはあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 福祉灯油事業についてのご質問であります。1項目めの現在の灯油価格と2項目めの本年の冬期間の価格上昇については関連がありますので一括してお答えいたします。灯油価格の状況であります町が購入している価格について申し上げますと年度当初1リットル当たり98円でしたが11月末現在で93円まで下がっております。また経済産業省北海道経済産業局で調査公表している灯油価格は11月末現在道南地区で1リットル当たり93円となっております。今後の見通しでありますが見通しは難しいところでありますが例年の状況を見ますと冬期間に上昇する傾向にあります。

3項目めの福祉灯油事業の町としての実施の考えについてであります。北海道の地域づくり総合交付金制度における高齢者等の冬の生活支援事業につきましては人口規模による交付基準額が

120 万円から 180 万円と 1.5 倍になりましたが、交付率が 2 分の 1 のため交付金額は 90 万円となり事業を実施した場合において多額の一般財源額が必要となることから現状では実施は困難と考えています。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。答弁ではっきり実施は困難といわれましたので何を質問しても無駄なのかと思いながら、考えが変わるような質問をしたいと思います。1 点目、本年実施するとしたとき対象人数と町としての持ち出し分はどれぐらいになるのかまず伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 本年度実施した場合における対象世帯数及び事業費の関係でございます。白老町におきましては平成 20 年度を最後に実施はしておりませんが、平成 20 年度に支給したときの対象と同じような条件で対象世帯数を出しますと、これはあくまでもおおよその世帯ということでご理解いただきたいと思いますが、高齢者世帯で約 1,500 世帯、それと障がい者世帯で約 200 世帯、母子世帯で約 200 世帯、合計で約 1,900 世帯が対象になると思われま。平成 20 年度実施したときの助成率これが約 88%でした。それで算定した場合におきまして平成 20 年に支給いたしました 1 世帯当たり 7,000 円で計算いたしますと事業費全体で約 1,200 万円ほどかかります。先ほど答弁にもありましたように道の交付金が 90 万円ですので一般財源としては残りの 1,110 万円、約 1,100 万円が一般財源となる見込みでございます。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。以前にも福祉灯油ができないかという質問をしたことがあります。そのときにまだ 100 円になっていないのでという答弁をいただいたのです。100 円の灯油が高いのか、80 円だったら安いのか、福祉灯油をする必要がないのか、灯油価格に対して町としてどのようなお考えを持っているかまず伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 確かに灯油価格 100 円が高くて 99 円が安いという議論になりますとそういうことではないと私は思っております。ですから以前答弁の中で 100 円という形で出たということは私も認識しておりますが決して 100 円を境に福祉灯油を実施するということは今は考えてございません。先ほどいいました実施した場合における経費の持ち出し金額が多額な必要だということで実施は困難というふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。道は多くの市町村が福祉灯油を実施することを訴えています。2013 年も 179 市町村のうち 142 市町村が実施しています。町は財政の健全を目指しプログラムを実施しているまちではありますけれども、25 年決算で確か 1 億 2,000 万円の不用額があり財政調整基金へ積み立てた。またふるさと納税これも予想外の収入だったと思うのですが手法を変えることで 11 月 28 日で 1,734 件、2,727 万 5,000 円となっていると、これは目的が指定されているものもありますので全部使えるということではなく半分は送る商品にかかるとい

うふうに聞いてますから 1,500 万円で、その内目的を指定されたものを除くと幾ら残るのかわかりませんが、ふるさと納税のところにもありました笑顔あふれるまち、これは町長の執行方針の中にもうたっています。笑顔あふれるまちづくり、そしてもう 1 つは生活弱者支援のために実施することは考えられないのか。最初は確か 5,000 円だったと思うのです。5,000 円でそんなに助かるのかと思って、高齢者の方が 1 年目のときに手続きを自分でしなければならなくてしていなかったのです。2 年目のときに連れて行って、でもここまで来て手続きしても 5,000 円だものねといったら、吉田さん 5,000 円でも本当に助かるのですという言葉だったのです。本当に笑顔で帰って行ったのです。そういう姿が忘れられませんし今も議会懇談会の中でなぜ福祉灯油をやらないのか、財政が厳しいからか。財政が厳しいから公営住宅も直してもらえないのか。財政が厳しいからとそういう言葉ばかりだったのです。そういう中で財政が厳しいけれどもこれをやるといったものが町の中に今は見えません。サービスも低下しております。そういう中でこういった予定していないものが入ってきたときに何か 1 つ事業をすることができないのか。そのことを伺ってみたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 福祉灯油につきましては今ご質問に答えたとおり 20 年に実施してということでその後昨年も一昨年もそういうようなお話を受けております。ただ実際に一つの基準として 100 円ということで当初そういう基準を設けた中で実施した経緯は当然あります。ただ 1 問目でお答えした、あるいは担当課長がお答えしたとおり実施する場合の一般財源の持ち出し、町の持ち出しがということになりますと今の財政状況のなかでは非常に厳しいというような押さえ方をしています。当然のことながらその根本にあるのは財政の健全化ということで今プランを立てた中で動いておりますので、それに向けてできることできないことというような取捨選択をした中で事業を執行しているというふうに思っています。今いわれる趣旨は私どもも先ほどいいましたとおり、支援ということにつきましては趣旨は十分わかるというふうに思っていますけれども、なかなか実施をする非常に厳しい状況であるというふうに思っております。今 2 問目、3 問目のご質問の中でも趣旨は十分自分も理解しますけれども、さてそれを受けて実施できるかということになるという非常に厳しいという状況でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

[2 番 吉田和子君登壇]

○2 番（吉田和子君） 財政が厳しくて実施することは難しいということできのうの話の中で 2,000 万円の予備費、それから財政調整基金は雪が降ったりとか災害の多いときなのでそのためにお金を残しておかなければならないというお話がありました。寒くてストーブもたけなくて毛布をかぶって小さくなって縮こまって生活をしている人がいます。雪が 3 回降る予算を取っています。雪は 1 回しか降らせないようにしたいと思っておりますがこれはちょっと無理です。1 回雪降ると 800 万円です。雪は降っても除雪しなくても外へ出なければ関係ないのです。でも家にいても外にいても暖はとらなければならないのです。そういう方が白老町にはいるということなのです。町長に最後に伺います。私は 9 月定例会で本当は質問しようと思ったのです。でも諦めていたのです。もう財政厳しいからだめなのだと。だから質問はしませんでした。しかし先ほども

いいましたように議会懇談会でも出たのです。福祉灯油の実現なぜやってくれないのだというお話がありました。私は12月の定例会ではもう遅いと思ったのです。準備してこれから皆さんにお知らせして。もう苫小牧はとっくにやっていますから。思ったのですけれどもこの福祉灯油の使いみちを見たときにまだ間に合うと思ったのです。というのは電気料金を再値上げしました。その電気料金だとか石炭とかガスとかそういった部分ものにも含まれるというお話が載っていたのです。福祉灯油で辛抱して辛抱して辛抱したものを使えるのだと。これは国が定めていることですからもらっている人が悪いということではなくて、生活保護をもらっている方はちゃんと燃料手当1万円上乘せになるのです。そしてお正月にはお餅代が1万円出るのです。でも同じギリギリで生活保護をもらえない人、私は冬の間だけでももらったらいいいといったのです。そうしたらもらえるといったら息子さんが灯油運んできたのです。母さん国の世話にならないで、俺が灯油運んでくるからとそうやって辛抱した方もいるのです。だから冬の間は本当に辛抱するのです。灯油もたけない、だからいっぱい着て我慢しているのですという話がたくさんあります。そういったことから高橋知事も積極的な活用を促しています。そういったことで生活支援交付金を90万円ですからあってないようなものだということは私もわかっています。でもそういうものがある、そして町は1,000万円ちょっと、財政課長何とかならないのでしょうか。本当にそのことを願ひまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 吉田議員がいろいろまちづくり懇談会もあわせて、議員懇談会もあわせて町民の方々からいろいろな意見があった中にこの福祉灯油の事業を強く進められたというのは予測をされます。行政側としてもこの福祉灯油を簡単にやめようという判断をしたわけではなく、今現段階の財政状況も考えながらこのたびは見送りをさせていただきました。142町村がもう実施しているというか現状を踏まえると、先ほどどのように白老町に住んでいて何か町民としての恩恵や明るい兆しがあるのかというお話もありましたので、その辺は福祉灯油も含めまして十分にそういうようなところに光も当てられるような政策を考えていきたいというふうに思っています。ただ今の現状を考えますと財政がやはり許さないということの判断で福祉灯油はことしは見送るという決断をさせていただきました。確かに100円という基準があって今の現段階では90円台までいっているのですがこれは価格の問題ではないと私も認識しております。確かに電気料金は上がって今は灯油の値段は下がっていますがずっと上がり続けた中では生活者としては私もいろいろなところに節約をしながら生活をしておりますので本当に厳しいところは認識をしているところでございますが、これはことしだけの事業ではありますので毎年予算も含めた中で協議をして考えさせていただきたいというふうに思っております。今答えとしては現状では実施は難しいということですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、2番、吉田和子議員の一般質問を終了いたします。